

社会福祉法人美濃市社会福祉協議会
生活福祉資金 緊急小口資金特例貸付立替金要綱

1. 目的

本制度は、岐阜県社会福祉協議会が行う生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付(以下「貸付」という。)の支給決定者のうち、より生活が困難な方に対し、美濃市社会福祉協議会が立替をもってつなぎ支援を行うことを目的とする。

2. 対象者

岐阜県社会福祉協議会が行う貸付の支給決定者のうち、貸付金入金までの生活維持が困難な危急の状況下にある方を対象とする。

3. 支給方法

指定の借用書兼誓約書に必要事項記載のうえ捺印し、美濃市社会福祉協議会窓口において現金での立替支給とする。

4. 貸付期間

立替支給の期間は、岐阜県社会福祉協議会が行う貸付の期間に準ずる。

5. 返済期限・方法

貸付金の入金当日を期限とし、現金のみの一括返済とする。

6. 返済場所

美濃市社会福祉協議会窓口のみとする。

7. 遅延損害金

期日より遅延した場合は、年3%の利息による遅延損害金を徴収する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。